

日田市自治基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月27日

日 田 市 長 原 田 啓 介

日 田 市 条 例 第 3 号

日 田 市 自 治 基 本 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

日 田 市 自 治 基 本 条 例 （ 平 成 25 年 条 例 第 53 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

次 の 表 の 改 正 後 の 欄 中 項 の 表 示 に 下 線 が 引 か れ た 項 （ 以 下 「 追 加 項 」 と い う 。 ） を 加 え る。

次 の 表 の 改 正 前 の 欄 中 下 線 が 引 か れ た 部 分 を 同 表 の 改 正 後 の 欄 中 下 線 が 引 か れ た 部 分 （ 項 の 表 示 及 び 追 加 項 を 除 く 。 ） に 改 め る。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域課題)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 <u>小規模集落等（戸数の減少及び高齢化が著しい集落及び当該集落に準じるものをいう。以下同じ。）の住民は、地域内で協力するとともに、周辺地域との連携により、地域課題の解決に取り組むよう努めるものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>市長等は、住民自治組織（小規模集落等において地域課題の解決を目的として、地域住民が自ら組織した団体をいう。）が主体的に行う地域活動の円滑な推進を図るため、必要に応じて、適切な支援を行うものとする。</u></p>	<p>(地域課題)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 <u>小規模集落（戸数の減少及び高齢化が著しい集落をいう。）等の住民は、地域内で協力するとともに、周辺地域との連携により、地域課題の解決に取り組むよう努めるものとする。</u></p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。